

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月27日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第37号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の見出し中「または収納事務」を「又は収納の事務」に改め、同条第1項中「または」を「若しくは」に改め、「受けた者」の右に「又は令第158条の2の規定により地方税の収納の事務の委託を受けた者」を加え、同条第2項中「徴収事務」を「徴収又は収納の事務」に改める。

第43条の2第1項に次の1号を加える。

(16) 京都市市税条例に規定する軽自動車税を領収する場合

第43条の2に次の1項を加える。

- 5 前2項の規定にかかわらず、第1項第16号の軽自動車税を領収した京都市公金収納受託者は、収納の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を歳入徴収者に送信するとともに、別に市長が定めるところにより収納金を収納機関（特徴郵便局を除く。）に払い込まなければならない。

第122条中「別表第6のとおりとする」を「別に定める」に改める。

別表第6を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)